

<h1>名古屋市公報</h1>	令和元年 9月 4日	第18号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則及び区長委任規則の一部を改正する規則 (総務・行政改革推進室)	(第24号)	5
○ 名古屋市子どもの権利擁護委員条例の一部の施行期日を定める規則 (子青・総務課)	(第25号)	7
○ 名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部を改正する規則 (子青・総務課)	(第26号)	8
○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則 (住都・建築指導課)	(第27号)	10
○ 名古屋市久屋大通公園条例施行細則 (住都・総務課)	(第28号)	12
告 示		
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課)	(第238号)	17
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課)	(第239号)	18
○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除及び形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課)	(第240号)	19
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課)	(第241号)	20
○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課)	(第242号)	22
○ 名古屋市幸心南土地区画整理組合の換地処分公告 (住都・市街地整備課)	(第243号)	24
達		
○ 課の係及び分掌事務規程等の一部改正 (総務・行政改革推進室)	(第5号)	25
教 育 委 員 会 告 示		
○ 枇杷島スポーツセンターの臨時休館について (第9号)		28
○ 名古屋市香流橋プールの臨時休場について (第10号)		29
○ 教育委員会定例会の開催について (第11号)		30
上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正 (第4号)		31
病 院 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部改正 (第17号)		32

○ <u>名古屋市病院局職員の通勤手当に関する規程の一部改正</u>	(第18号)	33
公 告		
○ 令和元年度身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考公 告	(人事・任用課)	34
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	43
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	44
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の休止公告	(上下水・営業課)	45
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	46
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	47

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市事務分掌条例施行細則及び区長委任規則の一部を改正する規則（第24号）
 - 1 改正内容
 - 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、規定を整備します。
 - 2 施行期日
 - 令和元年 9月 1日から施行します。

- 名古屋市子どもの権利擁護委員条例の一部の施行期日を定める規則（第25号）
 - 1 内容
 - 名古屋市子どもの権利擁護委員条例（平成31年名古屋市条例第23号）の一部の施行期日を令和元年 9月 1日と定めるものです。
 - 2 施行期日
 - 公布の日から施行します。

- 名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部を改正する規則（第26号）
 - 1 改正内容
 - 名古屋市ひとり親家庭手当条例の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 4条及び第 7条関係）
 - 2 施行期日等
 - (1) 令和元年 9月 1日から施行します。
 - (2) この規則による改正前の名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の規定に基づいて支払われた令和元年 7月分のひとり親家庭手当は、この規則による改正後の名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則（次号において「新規則」という。）の規定による同月分のひとり親家庭手当とみなします。

(3) 令和元年 8月分のひとり親家庭手当については、新規則の規定にかかわらず、同年11月に支払うものとします。

○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（第27号）

1 改正内容

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第 379号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 8号様式の 2関係）

2 施行期日

令和元年 9月 1日から施行します。

○ 名古屋市久屋大通公園条例施行細則（第28号）

1 制定の趣旨

名古屋市久屋大通公園条例（平成29年名古屋市条例第48号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

指定管理者の指定の手續等に関する事項について定めます。（第 2条から第 7条関係）

3 施行期日

公布の日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 課の係及び分掌事務規程等の一部を改正する規程（第 5号）

1 改正内容

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、規定を整備します。

2 施行期日

令和元年 9月 1日から施行します。

名古屋市事務分掌条例施行細則及び区長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第24号

名古屋市事務分掌条例施行細則及び区長委任規則の一部を改正する規則

(名古屋市事務分掌条例施行細則の一部改正)

第 1 条 名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 子ども青少年局保育部保育企画室の項第 7 号中「の確認及び支払」を「並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認」に改め、同室の項第 8 号を次のように改める。

(8) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに施設等利用給付認定保護者への支払に関すること。

第 2 条 子ども青少年局保育部保育運営課の項第 5 号から第 8 号までの規定中「認可外保育施設」の次に「等」を加える。

(区長委任規則の一部改正)

第 2 条 区長委任規則（昭和25年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改

正する。

第2項第26号の2中「支給認定」を「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定」に改め、「利用者負担額」の次に「等」を加える。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。

名古屋市子どもの権利擁護委員条例の一部の施行期日を定める規則をここに
公布する。

令和元年 8月30日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第25号

名古屋市子どもの権利擁護委員条例の一部の施行期日を定める規
則

名古屋市子どもの権利擁護委員条例（平成31年名古屋市条例第23号）中第 1
条から第 9条まで及び第20条の規定の施行期日は、令和元年 9月 1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8月30日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第26号

名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則（平成18年名古屋市規則第 134号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 2項第 2号中「 7月31日」を「10月31日」に改める。

第 7条中「 4月、 8月及び12月」を「 1月、 3月、 5月、 7月、 9月及び11月」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年 9月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則第 7条の規定に基づいて支払われた令和元年 7月分のひとり親家庭手当は、この規則による改正後の名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則（次項において「新規則」という。）の規定による同月分のひとり親家庭手当とみなす。
- 3 令和元年 8月分のひとり親家庭手当については、新規則第 7条本文の規定

にかかわらず、同年11月に支払うものとする。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 30 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第27号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

別記第 8 号様式の 2 中「場合 1 以上」を「場合、客室の総数×1/100（1未満の端数は切り上げる。）以上」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市建築基準法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている調書は、この規則による改正後の名古屋市建築基準法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市久屋大通公園条例施行細則をここに公布する。

令和元年 8 月 30 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第28号

名古屋市久屋大通公園条例施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市久屋大通公園条例（平成29年名古屋市条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 条例第6条第1項本文に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準

(8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第6条第1項本文の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 条例第6条第2項の規定による条例別表第2に掲げる公園施設（以下「条例別表第2施設」という。）（条例別表第2施設となる予定の公園施設を含む。第3項及び第6条において同じ。）の指定管理者の指定の申請は、名古屋市久屋大通公園公園施設指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2 条例第6条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法

(2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

(3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容

(4) 管理業務に要する費用の見込額

(5) その他市長が必要と認める事項

3 条例別表第2施設の指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第4条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第1条に基づく名古屋市緑政土木局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。ただし、北部園地・中央園地及び市長の定める公園施設の指定管理者の選定にあつては、この限りでない。

(指定等の告示)

第5条 条例第6条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第6条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

第6条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、条例別表第2施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) 条例別表第2施設の管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) 条例別表第2施設の利用者の苦情解決の措置の概要
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第7条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 条例別表第2施設の利用状況
- (3) 条例別表第2施設の管理経費等の収支状況

- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(名古屋市都市公園条例施行細則の一部改正)
- 2 名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。
第25条ただし書中「及び久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）」を削る。

別記様式

名古屋市久屋大通公園公園施設指定管理者指定申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>					
(宛先) 名古屋市長 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 申請者 所在地 名称 代表者氏名 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">⑩</div>					
次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。					
申請者	フリガナ 名 称				
	所 在 地	電話番号 () ー			
	代 表 者	フリガナ 氏 名		職名	
		住 所	電話番号 () ー		
	種 別	<input type="checkbox"/> 法人 (種類) <input type="checkbox"/> 法人以外の団体			
管理を行おうとする公園施設の名称					
併せて提出する書類		1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類) 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの 4 その他 ()			
備 考					

注 該当する□の中にレ点をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

名古屋市告示第 238号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和元年 8月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市西区押切一丁目 801番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 239号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和元年 8月26日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市港区野跡三丁目 1番 3の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 240号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除及び形質変更時
要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 4項の規定に基づき、平成
28年名古屋市告示第 474号により指定した区域の一部を解除し、同法第11条第
1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域に指定します。

令和元年 8月26日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 要措置区域の指定を解除し形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市港区船見町 1番 1の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン
- 3 区域の種類を変更する理由
土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第 336号）第 5条第 1号イに該当し
ないことが判明したため。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第241号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、令和元年8月26日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和元年8月26日

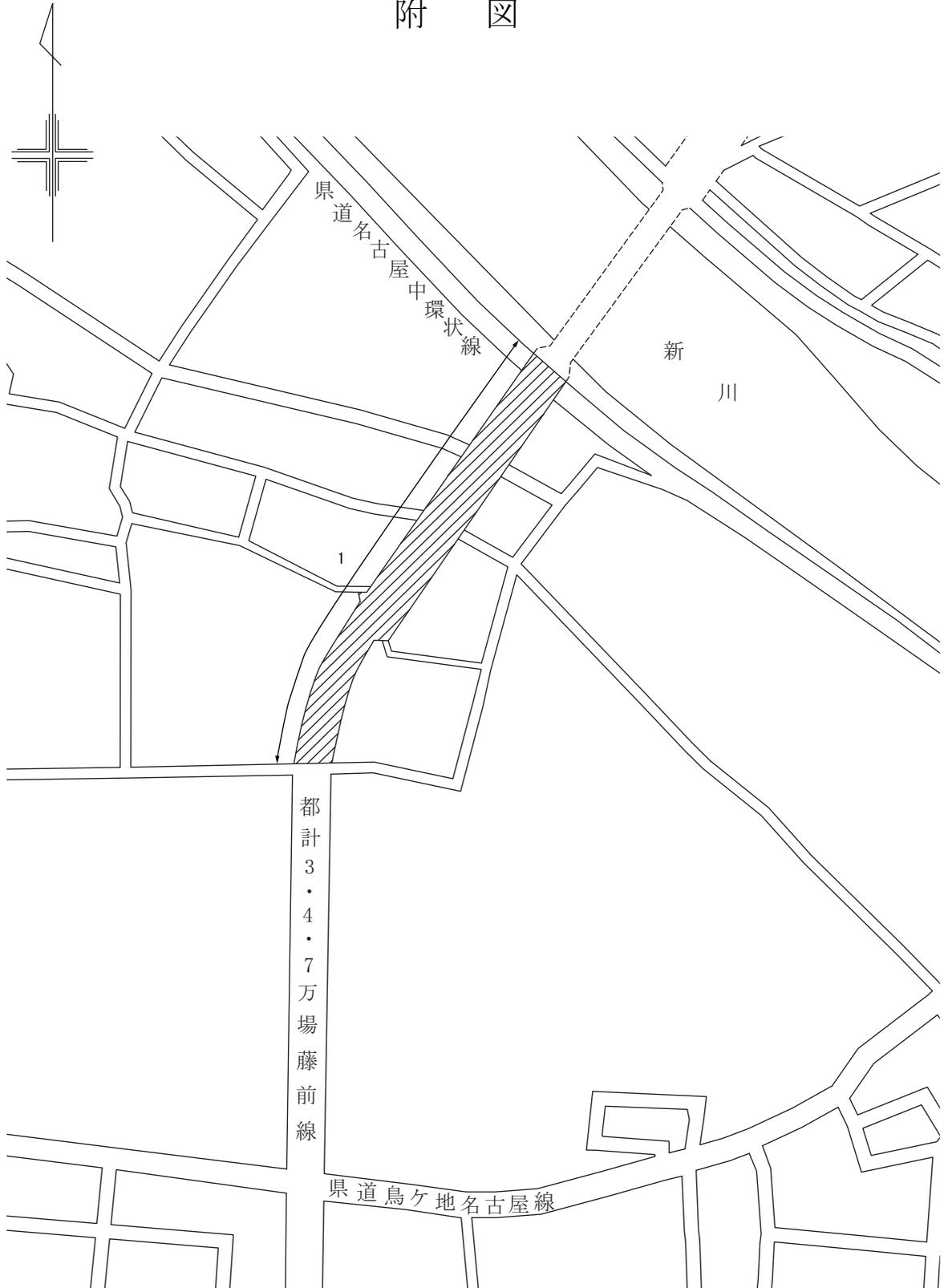
名古屋市長 河村 たかし

道路の供用開始

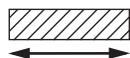
道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	万場藤前線第18号	名古屋市中川区江松三丁目1121番の1地先から 名古屋市中川区江松四丁目617番の1地先まで	附図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第 242号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年 8月27日

名古屋市長 河 村 たかし

許可年月日及び 許可番号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
平成30年 9月 7日 30指令住開指第 114号	名古屋市天白区野並三 丁目 269番	名古屋市天白区野並四丁 目 180番地 小島唯夫
平成30年11月 7日 30指令住開指第 155号	名古屋市港区宝神町字 元美1321番 1外 5筆及 び1319番 1外 3筆の各 一部	名古屋市港区高木町 5丁 目35番地 犬飼一文
平成30年 3月16日 29指令住開指第 270号	名古屋市守山区大字上 志段味字東谷2109番 247	名古屋市守山区鳥羽見三 丁目16番15号 澤田勇樹
平成31年 4月10日 31指令住開指第 4号	名古屋市中川区戸田四 丁目1204番	名古屋市瑞穂区妙音通三 丁目31番地の 1 株式会社サンヨーハウジ ング名古屋 代表取締役 沢田康成

令和元年 5月24日 31指令住開指第25号	名古屋市緑区大高町字 追風38番外 1筆	東京都練馬区石神井町二 丁目26番11号 一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美
---------------------------	-------------------------	--

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 243号

名古屋市幸心南土地区画整理組合の換地処分公告

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 3項の規定により、名古屋市幸心南土地区画整理組合から換地処分を行った旨の届出がありました。

令和元年 8月30日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市達第 5 号

子ども青少年局
区 役 所
区 役 所 支 所

課の係及び分掌事務規程等の一部を次のように改正する。

令和元年 8 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

(課の係及び分掌事務規程の一部改正)

第 1 条 課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 子ども青少年局保育部保育企画室認可給付係の項第 4 号中「特定地域型保育事業者」の次に「並びに特定子ども・子育て支援施設等」を加え、同係の項第 5 号及び同室主査（給付等）の項第 1 号中「子ども・子育て支援法による給付に係る」を削り、「特定地域型保育事業者」の次に「並びに施設等利用給付認定保護者」を加え、同部保育運営課保育指導係の項第 1 号から第 4 号までの規定及び同課主査（指導監査等）の項第 1 号中「認可外保育施設」の次に「等」を加える。

(区役所処務規程の一部改正)

第 2 条 区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項保健福祉センター福祉部民生子ども課の項第 6 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定」に改め、同課の項第 7 号及び第 8 号中「利用者負担額」の次に「等」を加える。

(区役所課の係及び分掌事務規程の一部改正)

第 3 条 区役所課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 5 号）の一部

を次のように改正する。

第1条第1項保健福祉センター福祉部民生子ども課民生子ども係の項第6号中「支給認定」を「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定」に改め、同係の項第7号から第9号までの規定中「利用者負担額」の次に「等」を加える。

(名古屋市区役所支所処務規程の一部改正)

第4条 名古屋市区役所支所処務規程(昭和38年名古屋市達第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項区民福祉課保護・子ども係の項第4号中「支給認定」を「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定」に改める。

(副市長以下代決規程の一部改正)

第5条 副市長以下代決規程(平成12年名古屋市達第40号)の一部を次のように改正する。

別表第2子ども青少年局主管課長の項中第24号を第25号とし、第6号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

6	子ども・子育て支援法第30条の11による施設等利用費の支給に関すること。
---	--------------------------------------

(区長以下代決規程の一部改正)

第6条 区長以下代決規程(平成12年名古屋市達第41号)の一部を次のように改正する。

別表第3民生子ども課長の項第3号中「支給認定」を「教育・保育給付認定及び第30条の5による施設等利用給付認定」に改め、同項第4号中「支給認定」を「教育・保育給付認定の変更及び第30条の8による施設等利用給付認定」に改め、同項第5号中「支給認定」を「教育・保育給付認定の取消し及び第30条の9による施設等利用給付認定」に改め、同項第6号から第8号までの規定中「利用者負担額」の次に「等」を加え、同表区民福祉課長の項第3号中「第20条第3項による支給認定」を「第20条による教育・保育給付認定及び第30条の5による施設等利用給付認定」に改める。

附 則

この達は、令和元年9月1日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第9号

枇杷島スポーツセンターの臨時休館について

名古屋市体育館条例施行規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第7号）第15条第1項の規定に基づき、枇杷島スポーツセンター温水プールを令和元年10月1日から令和元年12月28日まで臨時休場します。

令和元年8月27日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市教育委員会告示第10号

名古屋市香流橋プールの臨時休場について

名古屋市プール条例施行規則（昭和42年名古屋市教育委員会規則第19号）第2条第2項の規定に基づき、名古屋市香流橋プールを令和元年9月2日から令和2年7月19日まで臨時休場します。

令和元年8月27日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市教育委員会告示第11号

教育委員会定例会の開催について

令和元年 9月 2日午後 4時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和元年 8月27日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

令和 2年度名古屋市立幼稚園園児募集要項について

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する等の規則案について

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価について

名古屋市指定文化財の指定について

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会条例の制定について

令和元年度一般会計補正予算について

名古屋市総合計画2023について

契約の締結について

名古屋市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局管理規程第4号

名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

令和元年8月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第31条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「、又は条例第9条に規定する夜勤手当（以下「夜勤手当」という。）の支給対象となる深夜勤務を命ずるとき」を削り、同条第4項中「交替制勤務に」を「道路交通取締りによる工事制限地区等において夜間工事に従事する職員の勤務時間等の特例規程（平成12年名古屋市上下水道局達第9号）第1条に規定する職員（以下「夜間勤務職員」という。）」、交替制勤務に」に、「特例交替制勤務職員に」を「夜間勤務職員又は特例交替制勤務職員に」に、「交替制勤務を命ずる」を「夜間勤務又は交替制勤務を命ずる」に改める。

第32条第1項中「夜勤手当」を「条例第9条に規定する夜勤手当（以下「夜勤手当」という。）」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の規定は、令和元年8月1日から適用する。

名古屋市病院局管理規程第17号

名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

令和元年 8月27日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第19条第 2項第 2号中「通勤のため自転車（道路交通法第 2条第 1項第11号の 2に規定する自転車をいう。）を使用することを常例とする者（自動車等の使用距離（以下「使用距離」という。）が片道15キロメートル未満である者に限る。以下「自転車使用者」という。）及び」及び「（自転車使用者にあつては、その加えた額が 8,400円を超えるときは、 8,400円）」を削り、同号アを次のように改める。

ア 自転車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が
片道 5キロメートル未満である職員 2,000円

第19条第 2項第 3号中「第 1号に定める額及び前号」を「前 2号」に改め、「（通勤のため自動車を使用することを常例とする者（使用距離が片道 5キロメートル未満である者に限る。）にあつては、 2,000円。以下この号において同じ。）の合計額」を削る。

附 則

この規程は、令和元年10月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第18号

名古屋市病院局職員の通勤手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

令和元年 8月27日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第12条第 1号中「に定める額（同号に規定する 1月当たりの運賃等相当額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）をいう。）」を削り、「同項第 2号」を「第 2号」に、「通勤のため自動車を使用することを常例とする者（使用距離が片道 5キロメートル未満である者に限る。）にあつては、2,000円。以下同じ。）」を「同項第 1号に規定する 1月当たりの運賃等相当額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第 2号に定める額」に改める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

附 則

この規程は、令和元年10月 1日から施行する。

令和元年度身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考公告

身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考を次のとおり実施します。

令和元年8月27日

名古屋市人事委員会委員長 細井 土夫



令和元年度

身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考案内

令和元年8月27日 名古屋市人事委員会

【申込方法及び期間】 ※申込方法は4～5ページ参照

- インターネット申込 8月29日(木)から9月16日(月)までの本登録完了分有効
- 郵送申込 8月29日(木)から9月16日(月)までの消印有効

この試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障害者の方を対象として、その雇用の促進をはかることを目的として行うものです。

申込時の 注意事項

- ▶ 本選考において申し込める試験区分は、一人につき一区分です。
- ▶ 申込後の試験区分の変更はできません。

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
行政一般	10名程度	本庁各局や区役所等の市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、生活保護、その他福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、環境施策、国際交流、総合企画 など
学校事務	若干名	本市の小・中学校又は特別支援学校における事務（予算、文書管理、教職員の給与・福利厚生 など）

- (注) 1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。
 2 名古屋市職員第1類[大学卒業程度・22～30歳]採用試験など、他の採用試験で採用された職員と同様の業務に従事します。（勤務時間は、1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。）

2 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすことが必要です。

(1) 次のア及びイの条件をすべて満たす方

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている方
- イ 昭和49年（1974年）4月2日から平成14年（2002年）4月1日までに生まれた方

(2) 次のいずれにも該当しない方（いずれかに該当する場合、本市職員になることはできません。）

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 本市職員ではない方

本市職員である人は受験できません（ただし、上記(1)(2)の受験資格を満たしている嘱託員、任期付職員、臨時的任用職員は受験できます。）。

3 試験の日程等

(注) 試験の日程等は変更する場合があります。

試験の流れ	日程
受験申込	8月29日(木)～9月16日(月) ※電子申請サービスから申込みの場合は、必ず本登録まで完了させてください。(詳細は4ページ参照)
受験票発送	10月2日(水)
受験教室のお知らせ	10月18日(金) 名古屋市公式ウェブサイト(以下、市ウェブサイトといいます。)に公開します。
第1次試験	10月20日(日) 開場 午前8時45分 着席 午前9時00分 終了予定 午後0時15分頃 試験会場は受験票でご確認ください。 (会場予定地：中土木事務所ビル職員研修室(詳細は7ページ参照)) 試験当日は、身体障害者手帳をお持ちください。 <u>(※必ず、原本をお持ちください。)</u> 第1次試験科目は3ページをご覧ください。 <u>なお、第2次試験である作文試験についても、第1次試験に併せて実施します。</u>
第1次試験合格者発表	11月7日(木)
第2次試験	11月30日(土)
最終合格者発表	12月9日(月)

<注意事項>

- それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、市ウェブサイトを必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

<合格者発表について>

- 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前(市役所東庁舎1階内)の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。

ア 第1次試験合格者発表

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で11月14日(木)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課(052-972-3308)までご連絡ください。

イ 最終合格者発表

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

<面接の日程について>

- 面接試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

4 試験の方法等

(1) 最終合格者の決定方法

- ・ 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- ・ 第2次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

(2) 試験の内容等

- ・ 問題は活字印刷文又は点字印刷文による出題です。
- ・ 活字印刷文の場合、問題冊子の活字の大きさは、およそ **13 ポイント(この大きさ)**程度です。
- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

試験科目		時間	試験の内容	配点
第1次試験	教養試験	85分	公務員として必要な一般的知識及び一般的知能をみる試験 (択一式・25問全問必須解答) 【出題分野】 知識分野 (社会科学《時事問題、名古屋に関する事項等を含む》、 人文科学、自然科学) 知能分野 (文章理解、判断推理等)	200点
	筆記試験			
第2次試験	作文試験	60分	与えられた課題についての記述式試験 (記述式) ※試験は第1次試験日に実施しますが、採点は第2次試験で行います。	200点
	面接試験	-	個別面接を行います。	600点

(注) 点字による受験の場合は、試験時間が異なります。

5 試験時に必要な個別の配慮の希望について

手話通訳、点字による受験又は拡大鏡、補聴器若しくは日常生活用具等の使用など、試験会場で配慮を希望する方は、必ず申込手続き時に必要事項を記入してください。(8ページの「記入要領」⑨参照)

原則として日常生活用具の使用は、名古屋市重度障害者(児)日常生活用具給付要綱で日常生活用具として給付の対象となっている用具を、当該用具給付対象者となる「障害及び程度」に該当する方が使用する場に限りです。

また、点字受験を希望される方で、視覚障害1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている方に限り、試験問題の読み上げと解答の作成に音声パソコンを併用することができます。音声パソコンの併用を希望される場合は、必ず申込手続き時に必要事項を記入してください。詳細については、人事委員会事務局任用課試験係(電話 052-972-3308)までご連絡ください。

なお、点字器、拡大鏡、補聴器、音声パソコン又は日常生活用具等を使用する場合は、試験当日、各自お持ちいただくことになります。

6 申込手続

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。
- 申込後の試験区分の変更は、一切できません。申込前に必ず入力内容をご確認ください。
- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用選考は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いいたします。

(1) インターネットによる申込

利用環境	<p>インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 http://get.adobe.com/jp/reader/ ・ 受験票の印刷はA4判の普通紙で行ってください。 ・ 使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。 	
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名古屋市電子申請サービス (https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/)にアクセスし、「令和元年度名古屋市職員採用選考(身体障害者を対象とした採用選考)を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。 	
申込期間	<p>8月29日(木)から9月16日(月)までに本登録が完了したもののみを有効とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 ・ 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。 	
申込から第1次試験までの流れ		
本登録 8/29～ 9/16	①仮登録手続き	<p>入力フォームに従って入力し、仮登録してください。</p> <p>※入力時に設定した「パスワード」は受験票の交付等の手続きで必要ですので、必ず控えをとってください。</p>
	②電子メール受信	<p>仮登録完了の電子メールが届きます。</p> <p>登録は完了していませんので、電子メール本文に従って必ず本登録まで完了させてください。</p> <p>※電子メールに記載されている「受付番号」は受験票の交付等の手続きに必要ですので、必ず控えをとってください。</p>
	③本登録手続き	<p>入力内容を確認し、本登録をしてください。</p>
	④電子メール受信	<p>本登録完了の電子メールが10分程度で届きます。</p>
受験票等の 交付 10/2～	<p>受験票及び写真票兼承諾書の印刷・写真添付・署名</p>	<p>10月2日(水)以降に送付する電子メール本文に従って、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。(受験票はPDFファイルとして発行します。)</p> <p>10月4日(金)までに電子メールが届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。</p>
第1次 試験 10/20	<p>受験票及び写真票兼承諾書を提示</p>	<p>写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認のうえ署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。</p>

(2) 郵送による申込(速達郵便を推奨します。) ※ 郵送申込(定形外の速達)には通常 400 円必要です。

提出書類	<p>7～8ページの「記入要領」に従い、次の2点を整えてください。</p> <p>① 受験申込書（本案内にはさみこんである指定の用紙又は市ウェブサイトからプリントアウトした指定の用紙）</p> <p>② 82円分の切手（受験票、写真票兼承諾書を郵送する際の送料）を受験申込書にクリップで留めてください。</p>
提出期間	<p>8月29日（木）から9月16日（月）までの消印のあるものが有効です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 書類の記入内容等に不備がある場合は受理できませんので、確実に7～8ページの「記入要領」に従って、期限に余裕をもって申し込んでください。
送付方法	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類を角形2号の封筒に入れ、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。 封筒の裏に受験者の住所・氏名を必ず記入してください。 <p>【送付先】〒460-8508 名古屋市人事委員会事務局任用課（住所記入不要）</p>
受験票等 交付手順	<p>① 10月2日（水）以降に受験票、写真票兼承諾書を郵送します。</p> <p>② 10月4日（金）までに届かない場合は、市ウェブサイトに掲載される手順に従ってください。</p> <p>③ 写真票兼承諾書は、必ず、写真を貼付し、申込内容を確認のうえ記名し、試験当日に受験票とともにお持ちください。写真や記名がない場合は受験できません。</p>

7 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方は至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話 052-972-3308)までご連絡ください。なお、申込後の試験区分の変更は、一切できません。

8 合格から採用まで

- (1) この選考の合格者は、原則として令和2年4月に採用されます。
- (2) この選考の合格者の給与等の基準は、高校卒として採用されます。
- (3) 受験資格がないことや、受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用選考の受験を無効とします。
- (4) 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。

9 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

10 主な勤務条件

(平成31年4月1日現在)

(人事給与制度等の改正により変わる場合があります。)

(1) 初任給の例

採用時の年齢 及び職務経験年数		18歳 高校新規卒業	25歳 職務経験5年	35歳 職務経験15年	45歳 職務経験25年
初任給例	行政一般	171,120円	212,750円	243,570円	268,295円
	学校事務				

(注) 上表の初任給例は、高校卒業後の新卒の場合並びに学校卒業後の経歴及び職務経験を考慮した給料月額に、地域手当を加えたものです。ただし、職務経験内容等により初任給例と異なる場合があります。

(2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等 (勤務場所により別の定めとなる場合があります。)

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

11 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter (https://twitter.com/nagoyashi_saiyo) により、当日午前7時以降にご確認ください。

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。



12 過去の実施結果

実施年度	受験者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
平成30年度	54	17	3.2
平成29年度	64	13	4.9
平成28年度	80	17	4.7

(詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。)

13 その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務 (これを行う職域は係単位で定めます。)

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

(代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。)

(2) 受験申込や受験にあたっての注意事項等

この採用選考を実施するにあたり、「名古屋市職員採用試験受験申込み及び受験並びに採用試験の施行に関する告示」の規程を準用します。申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

(3) 第1次試験及び第2次試験会場予定地

【中土木事務所ビル職員研修室】 名古屋市中区千代田一丁目5番8号

アクセス方法：地下鉄名城線「矢場町」下車3番出口 若宮大通を東へ300m

地下鉄鶴舞線「鶴舞」下車1番出口 北へ500m、丸田町交差点を左折

- 掲載している試験会場はあくまで予定です。
- 試験会場への来場は、できる限り公共交通機関を利用してください。なお、自家用車等での来場の際は各自で駐車場を用意してください。
- 試験会場内の下見はできません。
- 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

令和元年度 身体障害者を対象とした名古屋市職員採用選考 受験申込書
記入要領

- ※印欄以外の欄を、もれなく正確に記入してください。
- 記入は黒のインクかボールペン（消せるボールペンは不可）を使用してください。
- かい書で、略字を使用せず、丁寧に記入してください。数字は算用数字を使用してください。
- 書き損じた場合は、二重線で抹消して余白に記入するなど、わかりやすく訂正してください。
- 記入事項について虚偽・不正があった場合には、この採用選考の受験を無効とします。

① 受験番号	・ 記入しないでください。
② 試験区分	・ 申し込む試験区分にチェックしてください。
③ 氏名	・ 略字は用いず、丁寧にかい書で記入してください。フリガナも記入してください。
④ 生年月日	・ 生年月日を記入してください。
⑤ 住所(送付先)	・ 試験結果等の通知を送付するあて先を都道府県名、マンション等の建物名・部屋番号も含めて記入してください。
⑥ 連絡先	・ 平日の昼間に確実に連絡のとれる電話番号（原則、本人の携帯電話。その他、勤務先、家族・友人等の伝言を依頼できるところを含む。）を、確実に連絡のとれる順に2つ記入してください。 ・ 【 】内には、電話の持ち主を記入してください。

⑦ 身体障害者手帳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付機関名、交付年月日、交付番号、障害名、等級（身体障害者等級表によるもの）を身体障害者手帳の記載どおりに記入してください。
⑧ 試験成績の通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不合格者は試験成績の通知を受けることができます。通知を希望する場合はチェックしてください。
⑨ 筆記・面接試験における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書の記載に従ってすべての質問項目について、該当する箇所にチェックし、必要事項を記入してください。 ・ 日常生活用具として給付の対象となっている用具については、「ウェルネットなごや」に掲載されている障害者福祉のしおり（在宅サービス：日常生活用具の給付）でご確認ください。 (http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/shiori/zaitaku/nichijyohin.html) ・ 事前に連絡がとれないと配慮ができない場合があります。電話で連絡がとりにくい方は、電子メールアドレスを記入してください。

記載内容の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入事項をすべて確認のうえ、氏名を書いてください。確認月日も忘れずに記入してください。
---------	---

＜情報コーナー＞

◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒ で



◇ Twitter (@名古屋市人事委員会) について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！
フォローをお待ちしております！



◇ 「名古屋市職員 採用総合案内」について

名古屋市の組織、職種、仕事、人事制度などについての概要を掲載したパンフレットです！ぜひ読んでみてください！

詳細は市ウェブサイト「名古屋市職員 採用総合案内」のページをご覧ください。

＜申込及び問合せ先＞ 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL: 052-972-3308

FAX: 052-972-4182

Mail: a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和元年 8月28日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1464号	Y A S U 設備	長森 康裕	名古屋市緑区有松町 大字桶狭間字生山 1 番第25番地リーデン ススクエア ザ・シ ーズ1004号	令和元年 7月17日
第1465号	サムテク ノサービ ス(株)	丹羽 和志	名古屋市名東区高針 原二丁目 802番地	令和元年 7月17日
第1401号	(株)アサヒ クリエイ ト	朝 順敬	名古屋市南区堤町 2 丁目27番地	令和元年 7月23日
第 775号	木野瀬水 道	木野瀬 浩 行	愛知県春日井市上ノ 町 1丁目 8番地	令和元年 7月31日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和元年 8月28日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1401号	アサヒク リエイト	朝 順敬	名古屋市南区堤町 2 丁目27番地	令和元年 7月23日
第 358号	中部設備 工事(株)	中嶋 正夫	名古屋市南区鶴見通 4丁目 1番15号	令和元年 7月30日
第 775号	(有)木野瀬 水道	木野瀬 浩 行	愛知県春日井市上ノ 町 1丁目 8番地	令和元年 7月31日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の休止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の休止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和元年 8月28日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を休止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	休止年月日
第1146号	(株)鈴国設備工業	鈴木 忠男	愛知県豊橋市つつじが丘一丁目12番地の6	令和元年 7月30日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和元年 8月28日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1401号	(株)アサヒ クリエイ ト	朝 順敬	名古屋市南区堤町2 丁目27番地	令和元年 7月23日
第 775号	木野瀬水 道	木野瀬 浩 行	愛知県春日井市上ノ 町 1丁目 8番地	令和元年 7月31日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和元年 8月28日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1401号	アサヒク リエイト	朝 順敬	名古屋市南区堤町 2 丁目27番地	令和元年 7月23日
第 358号	中部設備 工事(株)	中嶋 正夫	名古屋市南区鶴見通 4丁目 1番15号	令和元年 7月30日
第 775号	(有)木野瀬 水道	木野瀬 浩 行	愛知県春日井市上ノ 町 1丁目 8番地	令和元年 7月31日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課